

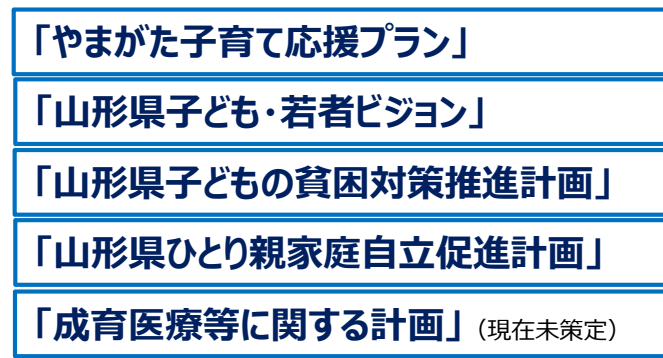
■ 計画策定の趣旨 ■ 計画の位置づけ

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる山形県の実現を目指す。

- ①「都道府県こども計画」（こども基本法に基づくもの）
- ②「都道府県子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法に基づくもの）
- ③「都道府県子どもの貧困対策推進計画」（こどもの貧困解消に向けた対策推進法に基づくもの）
- ④「都道府県行動計画」（次世代育成支援対策推進法に基づくもの）
- ⑤「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（子ども・子育て支援法に基づくもの）
- ⑥「都道府県ひとり親家庭等自立促進計画」（母子父子寡婦福祉法に基づくもの）
- ⑦「都道府県母子保健を含む成育医療等に関する計画」（成育基本法に基づくもの）
- ⑧「子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」（山形県子育て基本条例に基づくもの）
- ⑨「青少年の健全な育成に関する基本計画」（山形県青少年健全育成条例に基づくもの）

■ 計画期間

令和7年度から11年度までの5年間



統合

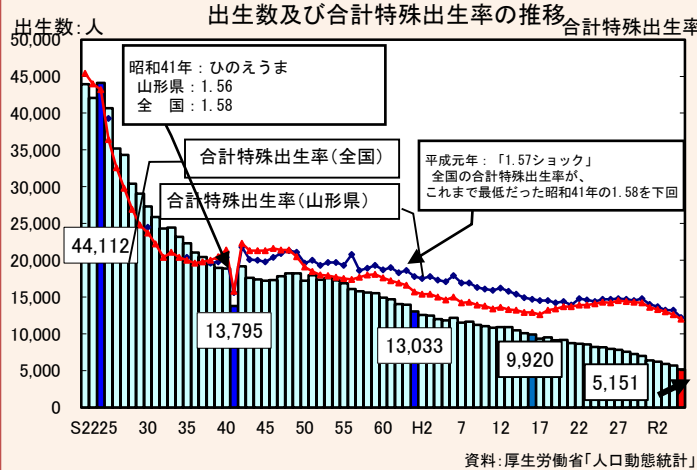
山形県
こども計画
（仮称）

基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望を叶える
- ⑥政府や市町村、民間団体等と連携・協力しながら、こどもや若者、子育て当事者を支える

こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状

◆少子化の進行



●出生数の減少傾向

- 出生数5,151人（R5）
- ▶20年で半数近く減少（H15：10,087人）
- 合計特殊出生率1.22（R5）
- 未婚化・晩婚化
- 平均初婚年齢：夫（R5）31.0歳、妻29.5歳（R5）
- ▶上昇傾向
- 生涯未婚率：男性26.2%、女性13.5%（R2）
- ▶上昇傾向

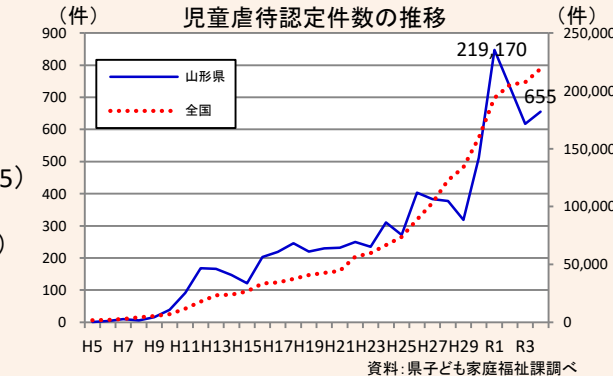
●子どもを持つことに対する県民意識

理想とする子ども の数（平均）	2.39	持つつもりの子どもの 数（平均）	2.08
--------------------	------	---------------------	------

- 理由：
「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（35.1%）

資料：山形県「県政アンケート調査」

◆児童虐待の状況



- 児童虐待認定件数は、増加傾向にあり、令和元年度以降は年間600件を超える高い水準で推移

◆ひとり親家庭の状況

	常用雇用者		平均年間収入 （R2年）
	山形県 （R元年度）	全国 （R3年度）	全国
母子家庭	61.6%	48.8%	373万円
父子家庭	71.3%	69.9%	606万円
児童のいる世帯 （全世帯）			813.5万円

資料：山形県「令和元年度山形県ひとり親家庭実態調査」
全国「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」「令和3年国民生活基礎調査」（厚生労働省）

- 母子家庭は、常用雇用者の割合が低く平均年間収入も著しく低い

◆こどもの貧困の状況

	H30年度	R5年度
子どもの貧困率	16.0%	6.9%
貧困世帯の暮らしの状況 （生活が苦しい）	70.8%	75.0%

資料：「山形県子どもの生活実態調査」

- 貧困率は減少しているものの、生活が苦しいと感じている貧困世帯は増加

施策展開

	子育て	若者	貧困	ひとり	成育
1 やまがた愛を持ち 健やかに成長するために					
(1) こども・若者の意見・権利の尊重	●	●	●	●	●
(2) 郷土への愛着と誇りの涵養	●	●			
(3) こども・若者の自立に向けた支援	●	●			
(4) 安心して過ごせるこどもの居場所づくり	●	●	●	●	
2 若者が山形で夢と希望を叶えるために					
(1) 若者の所得向上	●	●			
(2) 若者の活躍促進	●	●			
(3) 家族観の醸成	●	●			
(4) 結婚支援の推進	●	●			
(5) 若い世代の移住・定住促進	●	●			
3 安心して山形でこどもを生み育てるために					
(1) 妊娠・出産の希望実現	●				●
(2) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目ない支援	●				●
(3) 多様な保育サービスの充実	●				
(4) 子育てや教育に係る経済的負担の軽減	●				
4 困難を有するこども・若者とその家族が未来を切り拓くために					
(1) こどもの貧困対策の推進	●		●		
(2) ひとり親家庭への支援	●			●	
(3) こどもへの虐待防止	●				●
(4) 社会的養護等を必要とするこどもへの支援	●				
(5) 社会生活に困難を有するこども・若者とその家族への支援	●	●			
5 こども・若者、子育て当事者に温かい社会づくりのために					
(1) 共働き・共育ての支援	●				
(2) 女性の就労促進・就労継続・活躍支援	●				
(3) 地域で支える子育て支援の充実	●	●			
(4) 学校・地域・家庭の連携による教育の展開	●	●			
(5) こども・若者、子育て当事者が安心・安全に生活できる環境づくり	●	●			

子育て：やまがた子育て応援プラン
若者：子ども・若者ビジョン
貧困：子どもの貧困対策推進計画

ひとり：ひとり親自立促進計画
成育：成育医療等に関する計画

目指す姿

すべてのこども・若者が、等しく権利を擁護され、郷土に愛着と誇りを持ちながら心身ともに健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会を実現